

## 第 11 回議会基本条例策定特別委員会の概要

開催日時 平成 25 年 1 月 11 日（金）午後 1 時 30 分から  
 開催場所 908 会議室  
 出席委員 委員長：佐藤一好 副委員長：真田広志  
 委員：村山国子 羽田房男 後藤善次 梅津政則 白川敏明 萩原太郎  
 半沢正典 西方正雄 佐久間行夫 黒沢 仁 尾形 武 穴戸一照  
 齋藤朝興 須貝昌弘 山岸 清

## 議 題

1. 議会基本条例の内容検討について
2. その他

次回開催日について

第 12 回：平成 25 年 1 月 30 日（水）午後 1 時 30 分から	908 会議室
第 13 回：平成 25 年 2 月 18 日（月）午前 10 時から	908 会議室
第 14 回：平成 25 年 2 月 28 日（木）午前 10 時から	908 会議室

## 協議内容

1. 前回の検討事項の確認について

○会派に持ち帰り検討した結果について、各会派から説明、質疑、意見交換のうえ議会基本条例における取り扱いと、考え方について確認。

## 【第 8 回特別委員会の検討事項と協議の結果】

- (1) 議会に市長等の出席要請を最小限とすること（※要執行部協議事項）

■ 取り扱い：考え方を修正したうえで、議会基本条例の内容に盛り込む。

■ 考え方

議会は、必要に応じて市長等に対する会議等への出席を要請する。

## 【第 10 回特別委員会の検討事項と協議の結果】

- (1) 民主的かつ効率的な議会運営

■ 取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。

■ 考え方

議会は、議員平等の原則により、民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行わなければならない。

- (2) 市民に分かりやすい言葉、表現に努める

■ 取り扱い：正副委員長より考え方の修正案を提示したうえで、次回の特別委員会において再度協議する。

修正前：「議会は、難解な表現、専門用語等を多用せず、市民にも分かりやすい言葉や表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。」

⇒修正後：「議会は、市民にも分かりやすい言葉や表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。」

### (3) 委員間の自由討議の保障

■取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。

#### ■考え方

委員会は、その専門性や特性をいかして、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を保障するものとする。

### (4) 委員会の適切な運営

■取り扱い：正副委員長より考え方③の修正案を提示したうえで、次回の特別委員会において再度協議する。

修正前：「③委員会審査に当たっては、委員会が審査する内容や資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。」

⇒修正後：「③委員会審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。」

### (5) 委員長の責務

■取り扱い：考え方③を修正したうえで、議会基本条例の内容に盛り込む。

#### ■考え方

①委員会の委員長は、中立・公正な立場で、効率的な議事の運営に努め、委員会の議事を整理し、秩序を保持しなければならない。

②委員長は、調査又は審査を行うにあたっては、その委員会の専門性と特性を発揮させるよう努めなければならない。

③委員長は、委員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会を運営しなければならない。

## 2. 今回の検討事項について

○検討事項に関して、福島市議会の現状を踏まえ、他市の事例等を参考に、委員間で意見交換。

○検討事項に関する考え方について、会派に持ち帰り検討のうえ、次回の委員会で意見集約を行うことについて確認。

(今回の検討事項)

会議における質問方式

※検討事項「一問一答方式の原則」項目名を修正

政務活動費の適正な執行と公開

議員研修会の開催

事務局の機能強化

議会図書室の運営、機能強化

議会図書室の市民の利用

議会予算の確保

議会改革推進等組織の設置

※検討事項「議会改革推進組織の設置」と「議会の制度検討」をあわせて提示

○要執行部協議事項に関する執行部との協議の進め方について確認。